

令和3年度賛助会員募集のご案内

公益財団法人岡山県身体障害者福祉連合会は、岡山県内において障害者の生活相談、生活訓練、社会参加の促進等に関する事業を行い、障害者が地域で安心して生きがいをもって自立した生活が送れることができるよう、障害者に対する情報提供と社会の理解を深めるための啓発、広報等の事業を行い、もって障害者の福祉増進と社会参加を促進し社会に貢献することを目的としています。

当会の趣旨にご理解とご賛同を賜り、是非ご入会いただきますようお願い申し上げます。

種類	年会費	備考
団体	一口1万円	当会機関紙「はばたき」配布 当会ホームページ・機関紙に団体名を掲載
個人	一口3千円	当会機関紙「はばたき」配布 当会主催行事の参加案内等

※1 入会口数に制限はありません。

※2 会費は税額控除の対象となります。(裏面をご覧ください。)

●お振込先 ゆうちょ銀行 口座番号 01330-2-91087
口座名義 ザイ)オカヤマケンシンタイシヨウガイシヤフクシ
レンゴウ

中国銀行 本店営業部 普通

口座番号 3362528

口座名義 公益財団法人岡山県身体障害者福祉連合会寄付口

●お問い合わせ、お申し込み先

公益財団法人岡山県身体障害者福祉連合会

〒700-0807 岡山市北区南方 2-13-1 きらめきプラザ 1F

電話 086-223-4562

FAX 086-223-4597

E-mail info@okasinren.or.jp

岡山県身体障害者福祉連合会への会費やご寄附は 税額控除の対象となります

岡山県身体障害者福祉連合会は、「公益財団法人」の認定を受けておりますので、会費やご寄附は一定の要件のもと、税制上の優遇措置を受けることができます。

- ・当法人発行の会費・寄附金の領収書を添えて、**確定申告を行ってください。**
- ・領収書の再発行は一切お受けできませんので、確定申告まで大切に保管していただきますようお願いいたします。
- ・勤務先などで実施される年末調整では、寄附金控除は適用されません。

1 個人の場合

(1) 所得税の控除

- ・1月～12月に個人からいただいた総額2,000円を超える会費やご寄附は、所得控除、もしくは税額控除のいずれかの方式で、所得税の寄附金控除を受けることができます。

(2) 住民税の控除

- ・1月～12月に個人からいただいた総額2,000円を超える会費やご寄附は、以下の金額が個人住民税の額から控除されます。

ア 県民税・・・(寄附金額 - 2,000円) × 4%

イ 市町村民税・・・(寄附金額 - 2,000円) × 6%

注1：寄附者の確定申告が必要であり、申告の際は当法人が発行した「寄附金証明書」が必要です。

注2：市町村民税については、岡山市以外の市町村では適用されない場合があります。詳しくは住所地の市町村にお尋ねください。

2 法人の場合

通常、寄附金は一定の限度額内で損金算入できますが、当法人への会費・寄附金は、それに加えて、別枠の損金算入限度が設けられています。

注：詳しくは管轄の税務署等にお尋ねください。